資　格

競争参加者の資格に関する公示

神奈川運輸支局庁舎外⑮設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成27年6月24日

関東地方整備局長　越智　繁雄

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　業務概要

⑴　業務名　神奈川運輸支局庁舎外⑮設計業務

⑵　業務内容

・建築分野に関する設計業務
・構造分野に関する設計業務
・電気設備分野に関する設計業務
・機械設備分野に関する設計業務

⑶　履行期間　履行期間は、以下のとおり予定している。

平成27年10月（下旬）から平成29年3月30日まで

2　申請の時期

平成27年6月24日から平成27年7月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成27年7月10日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成27年6月24日から関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心2－1さいたま新都心合同庁舎2号館17階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に神奈川運輸支局庁舎外⑮設計業務設計共同体協定書（4⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年3月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年3月31日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　平成26年3月31日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、神奈川運輸支局庁舎外⑮設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、神奈川運輸支局庁舎外⑮設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

③　1⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、神奈川運輸支局庁舎外⑮設計業務設計共同体協定書第8条第1項に明示すること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、神奈川運輸支局庁舎外⑮設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4⑴②の認定を受けていない構成員が4⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「神奈川運輸支局庁舎外⑮設計業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成27年6月24日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成27年6月24日

近畿管区警察局奈良県情報通信部長

木下　雅之

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　29

○第1号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　導入計画物品及び数量　奈良県警察本部用指令通信装置　1式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成28年度

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

2　資料及びコメントの提供方法

⑴　資料等の提供期限　平成27年7月24日17時15分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒630―8578 奈良県奈良市登大路町80番地　近畿管区警察局奈良県情報通信部通信施設課施設第一係　電話0742―23―0110

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成27年6月24日から平成27年7月24日まで。

⑵　交付場所　上記2⑵に同じ。

4　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 15, 28

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Command Communications Equipment for Nara Prefectural Police Headquarters, 1 Set

⑶　Type of the procurement : Purchase

⑷　Basic requirements of the procurement : as enclosure

⑸　Time limit for the submission of the requested material : 17 : 15　24 July, 2015

⑹　Contact point for the notice : Communications Facilities Division, Nara Prefectural Info-Communications Department, Kinki Regional Police Bureau, 80 Noborioji-cho Nara-shi Nara 630―8578 Japan. TEL 0742―23―0110